

「連生がん保障付住宅ローン」の保障概要			
	がん保障	脳卒中・急性心筋梗塞保障	5つの重度慢性疾患保障
保険正式名称	団体信用生命保険特定疾病保障特約Ⅱ型 ※この特約は団体信用生命保険の特約としてご加入いただきます。	急性心筋梗塞および脳卒中のみ保障特約・急性心筋梗塞診断給付金特約・脳卒中診断給付金特約付帯就業不能信用費用保険	重度慢性疾患のみ保障特約・債務繰上返済支援特約付帯就業不能信用費用保険
ご利用いただける方	足利銀行の住宅ローンを新規にご契約の方で、ご夫婦ともにお借入時の年齢が満18歳以上満51歳未満で、完済時満80歳未満の方にご利用いただけます。 【ご注意】 ・足利銀行の住宅ローンがご契約にいたらなかった場合には、保障の対象となりません。 ・がん（悪性新生物）に罹患したことのある方はご加入いただけません。 ・ご加入にあたっては、お客さまの健康状態等について所定の書面により告知いただけます。告知の内容により、保険会社にご加入をお断りすることがあります。		
保障内容	特約の責任開始日以降、生まれて初めてがん（悪性新生物）に罹患し、医師により診断確定された場合、債務残高相当額が診断給付金として足利銀行に支払われ、債務の返済に充当されます。 ※「上皮内新生物（上皮内がん）」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚のその他の悪性新生物（皮膚がん）」は、診断給付金のお支払い対象となりません。「上皮内新生物（上皮内がん）」には、大腸の粘膜内がん、膀胱や尿路、乳管等の非浸潤がんを含みます。 ※責任開始日の前に罹患したがんについては、診断確定が責任開始日以降であっても診断給付金をお支払いしません。 ※対象となるがんの定義については、「被保険者のしおり」で必ずご確認ください。		
	【保険金】 ローン実行日以降に発症した脳卒中（脳梗塞・脳内出血・くも膜下出血）または急性心筋梗塞により、保障開始日以降に就業できない状態となり、その状態が継続しローンの返済日が到来した場合、最長2ヵ月（保障期間を通過して36ヵ月（支払限度期間））を限度としてローン契約上の毎月の返済分相当額が保険金として足利銀行に支払われ、毎月の返済に充当されます。 ※就業できない（就業不能）状態とは、入院や医師の指示による自宅療養等をしていることによって、被保険者本人の経験・能力に応じたいかなる業務にもまったく従事できない状態をいいます。 【診断給付金】 保障開始日以降に、脳卒中（脳梗塞・脳内出血・くも膜下出血）または急性心筋梗塞を発病し、60日以上所定の状態が継続したと医師によって診断された場合、その時点での債務残高相当額の1/2が診断給付金として足利銀行に支払われ、債務の返済に充当されます。 ※所定の状態とは、次の状態をいいます。 ＜脳卒中＞言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続した場合 ＜急性心筋梗塞＞労働制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続した場合		
	※保険金の支払限度期間は、急性心筋梗塞・脳卒中に関する保障、5つの重度慢性疾患に対する保障それぞれ別に通算します。		
保障期間	ローンご契約期間（ただし、保障開始日にご注意ください。）		
保障開始日	ローン実行日より91日目。 ローン実行日の91日目を責任開始日として、この日より保障が開始されます。 ※責任開始日の前に罹患したがんについては、診断確定が責任開始日以降であっても診断給付金をお支払いしません。	ローン実行日から3ヵ月を経過した日の翌日。 ローン実行日から3ヵ月間を待機期間とし、その後保障が開始されます。 ※ローン実行日前の発病および保障開始日の前に発生した就業不能状態については【保険金】【債務繰上返済支援保険金】をお支払いしません。また保障開始日の前に発病した脳卒中および急性心筋梗塞については【診断給付金】をお支払いしません。	
保障が終了する場合	満80歳に到達したとき ローンが終了したとき	満80歳に到達したとき ローンが終了したとき 急性心筋梗塞・脳卒中に関する保障、5つの重度慢性疾患に対する保障それぞれの所定の支払限度期間分の保険金が支払われたとき（支払限度期間分の保険金が支払われた保障のみ終了します。）	
引受保険会社	カーディフ生命保険株式会社	カーディフ損害保険株式会社	
ご留意事項	詳しい保障内容や保険金・診断給付金によるご返済が受けられない場合（免責事項）などお客さまの不利益となる事項の説明については、「被保険者のしおり」に掲載の「契約概要」「注意喚起情報」で必ずご確認ください。また、「連生がん保障付住宅ローン」でご利用いただく保険は、カーディフ生命保険株式会社・カーディフ損害保険株式会社の引受けとなりますので、ご不明な点は「被保険者のしおり」に掲載のそれぞれの問い合わせ先へご連絡ください。 お借入金額の総額が1億円を超えるときは、保険会社所定の診断書が必要になります。保険金・診断給付金が支払われる場合であっても、利息の一部等をご負担いただく場合があります。 連帯債務の場合、債務者のどちらかが所定の保険金支払事由に該当し住宅ローンが完済となった場合、もう一方の債務者のローンが免除される部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは税務署へお問い合わせください。		

お支払い対象となるがん（悪性新生物）の例	
脳・神経	「悪性脳腫瘍」「悪性脊髄腫瘍」など
口腔・鼻・咽喉	「舌がん」「鼻腔がん」「咽喉がん」など
呼吸器および胸部	「喉頭がん」「肺がん」「気管支がん」「乳がん」など
消化器	「胃がん」「食道がん」「大腸がん」「直腸がん」など
肝臓・胆のう・すい臓	「肝臓がん」「胆のうがん」「すい臓がん」など
泌尿器	「腎臓がん」「精巣（睾丸）がん」「前立腺がん」「膀胱がん」など
婦人科	「子宮がん」「乳がん」「卵巣がん」など
皮膚	「皮膚の悪性黒色腫」
骨・筋肉	「骨肉腫」「肉腫」など
血管・リンパ	「悪性リンパ腫」「白血病」「多発性骨髄腫」など
内分泌	「甲状腺がん」「下垂体がん」など
その他	「原発部位不明のがん」など

あしぎん

夫婦共働き専用

連生がん保障付住宅ローン

連帯債務扱い住宅ローン

支え合う「あんしん」

主債務者は

8つの

疾病保障

連帯債務者は

がん保障

●がん（悪性新生物）に罹患したことのある方はご加入いただけません。

●告知の内容により、保険会社にご加入をお断りする場合があります。

●ご融資資金額が1億円を超えるときは、保険会社所定の診断書が必要になります。

●保険金・診断給付金が支払われる場合であっても、利息の一部等をご負担いただく場合があります。

足利銀行

2024年2月現在 No6517 2024.02prt

支え合う「あんしん」

夫婦どちらかの
万が一を考える

夫婦共働き専用 連生がん保障付住宅ローン

ご夫婦での住宅ローンの借り方

パターン
1

ご夫婦それぞれで
住宅ローンを借る場合



主債務者(単独債務)



主債務者(単独債務)

返済期間中、
ご夫婦のどちらかに万が一のことがあった場合
その住宅ローンは残高に応じた保険金が支払われます。

しかし…

残された配偶者の
住宅ローンはそのまま残ります。



パターン
2

ご夫婦と一緒に
住宅ローンを借る場合



主債務者



連帯債務者

返済期間中、
ご夫婦のどちらかに万一のことがあった場合
主債務者(たとえば夫)に万一のことがあった場合、
住宅ローン残高に応じた保険金が支払われます。

しかし…

連帯債務者(たとえば妻)に
万一のことがあった場合には、
住宅ローンがそのまま残ります。



連生がん保障付住宅ローンをご利用いただくと



主債務者(8つの疾病保障)



連帯債務者(がん保障)

ご夫婦どちらかが「がん」と診断されるなど
万一のことがあった場合、

住宅ローンの残高に応じた保険金が支払われ、

住宅ローン残高は0円になります。



保険金・診断給付金などの支払いには、制限
条件がございます。詳しくは、裏面の保障概
要をご覧ください。

Webからのお申込みが便利
「カーディフ団信オンライン」はこちら



がん保障

返済期間中、保障開始日以降に、ご夫婦どちらかがガン(悪性新生物)と診断確定されたら、

住宅ローン残高が0円になります。

初期ガン(悪性新生物)でも
住宅ローンは0円に。

保障開始日以降に、生まれて初めてガン(悪性新生物)にかかり、医
師により診断確定された場合、進行程度にかかわらず、診断確定時
点の住宅ローン残高相当額をお支払いします。

治った後も
住宅ローン0円のまま。

診断給付金が支払われた後に、病気が完治した場合も、診断給付金
をお返しいただく必要はありません。

「上皮内新生物(上皮内ガン)」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚のその他の悪性新生物(皮膚ガン)」は、診断給付金のお支払い対象と
なりません。「上皮内新生物(上皮内ガン)」には、大腸の粘膜内ガン、膀胱や尿路、乳管等の非浸潤ガンを含みます。保障開始日は、ローン実
行日から91日目となります。保障開始日以前に罹患したガンは医師による診断確定が保障開始日以降であっても、保障対象外となります。

脳卒中・急性心筋梗塞保障

脳卒中(脳梗塞・脳内出血・くも膜下出血)、急性心筋梗塞で所定の状態が60日以上継続したら、

住宅ローン残高が1/2になります。

保障
1

保障開始日以降に、脳卒中または急性
心筋梗塞により、就業不能状態^(※1)とな
り、その状態が継続した場合、最長2カ
月間の住宅ローンの返済額をお支払い
します。

保障
2

保障開始日以降に、脳卒中または急性心
筋梗塞を発病し、60日以上所定の状態^(※2)
が継続したと医師により診断された場合、
住宅ローン残高相当額の1/2をお支払いし
ます。

保障①はローンの返済日まで就業不能状態^(※1)が継続することが必要です。ローン借入期間を通算して36ヵ月分をお支払限度とします。
保障開始日は、ローン実行日から3ヵ月を経過した日の翌日となります。ローン実行日前の発病および保障開始日前に発生した就業不能状態
については①の保障の対象となりません。保障開始日前に発病した脳卒中および急性心筋梗塞については②の保障の対象となりません。

5つの重度慢性疾患保障

5つの重度慢性疾患(高血圧症・糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性膵炎)で
就業不能状態が12ヵ月超継続したら、

住宅ローン残高が0円になります。

保障
1

保障開始日以降に、5つの重度慢性疾患
で就業不能状態^(※1)となり、その状態が
継続した場合、就業不能状態である期間
中の住宅ローン返済額を最長12ヵ月間
お支払いします。

保障
2

保障開始日以降に、5つの重度慢性疾患
で就業不能状態^(※1)となり、その状態が
12ヵ月超継続した場合、12ヵ月経過時点
の住宅ローン残高相当額をお支払いしま
す。

保障①はローンの返済日まで就業不能状態^(※1)が継続することが必要です。ローン借入期間を通算して36ヵ月分をお支払限度とします。
保障開始日は、ローン実行日から3ヵ月を経過した日の翌日となります。
ローン実行日前の発病および保障開始日前に発生した就業不能については対象となりません。

死亡保障

返済期間中、ご夫婦どちらかが死亡または、所定の高度障害状態に該当したら、

住宅ローン残高が0円になります。

ローン実行日以降に死亡または所定の高度障害状態に該当した場合、団体信用生命保険の保険金により、住
宅ローン残高相当額をお支払いします。

※1「就業不能状態」とは 入院や医師の指示による自宅療養等をしていることによって、被保険者本人の経験・能力に応じたいかなる業務にもまったく従事できない状態
※2「所定の状態」とは 脳卒中：言語障害・運動失調・麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続した場合
急性心筋梗塞：労働制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続した場合